

第8号様式（第8条関係）

世富第1530号
令和3年2月5日

株式会社タカムラ生コン
代表取締役社長 高村 春彦 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



（仮称）生コンプレント建て替え事業に係る
事業者見解書に対する意見について（送付）

令和2年12月9日付けで送付があった事業者見解書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例第12条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

観光文化部世界遺産富士山課
保全管理担当
TEL 055(223)1330



(別紙)

(仮称) 生コンプレント建て替え事業に係る
景観配慮書に対する意見について

1 対象事業

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：株式会社タカムラ生コン

代表者の氏名：代表取締役社長 高村 春彦

主たる事務所の所在地：山梨県南都留郡山中湖村山中 1

(2) 対象事業の名称

(仮称) 生コンプレント建て替え事業

(3) 対象事業の種類

工作物（生コンプレント）の新築事業

(4) 対象事業の規模

生コンプレント本体：最高高さ 25.0m、建築面積 50.0m²

中継架台：最高高さ 23.0m、建築面積 30.0m²

(5) 対象事業の実施に係る区域の位置

山梨県南都留郡山中湖村山中 8 6 2 - 1

2 意見

(1) 全般的な事項

予定する事業は、自然公園法など各種法令に基づく届出等が必要であるため、法令を所管する機関と十分に協議を行い、法令の規定、通知等に基づき風景の保護上適切な配慮を行ってください。

(2) 個別的事項

① 予測結果では、幹線道路上の眺望点から、工作物建築物の屋根や壁面が視認されると指摘しています。工作物の屋根、壁面の材質・色彩については、年間を通じた富士山の季節ごとの自然と調和するよう配慮してください。また、遮蔽効果の見込める植栽に配慮してください。

② 山中湖村の定める景観形成基準に則った事業計画としてください。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この

意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、事業者見解書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式）により行ってください。